

## ⑦ドライブレコーダ機器導入促進助成金交付要綱

(令和7年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(以下「ドライブレコーダ」という。)の普及を促進し、交通事故防止の強化を図るため、ドライブレコーダ機器を導入する会員事業者(以下「会員」という。)に対しその経費の一部を助成する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、令和7年4月1日以降に新たに導入した機器(中古品・レンタル品を除く)を装着した会員とする。

(装着対象車両)

第3条 長野県内ナンバーの事業用貨物自動車とする。

(助成対象機器)

第4条 「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」で分類され、かつ一定の要件を満たす機器を助成対象とする。

(助成交付額及び導入台数上限)

第5条 助成交付額は、**簡易型、標準型、運行管理連携型とも機器1台あたり20,000円**とする。

- 2 **機器本体価格(装着料・消費税を除く)が助成金額を下回る場合は、機器本体価格(千円単位)を上限とする。**
- 3 **1台でEMS機能と連動するドライブレコーダを導入する場合(一体型)は、EMS機器導入助成金とは別途に助成金の申請ができる。(添付書類も別々で用意のこと)また、この場合Gマーク取得のインセンティブとして1台あたり、20,000円をEMS機器導入支援助成金とは別に加算する。**
- 4 予算の範囲内で受付け順に助成する。なお、予算超過時においては、装着日付の早い順とする。
- 5 **年間導入台数は、協会届出車両台数を上限に1会員当たり50台とする。**
- 6 買取(一括、割賦)及びリースによる導入とし、リースであっても会員に助成金を交付する。

(助成期間)

第6条 令和7年4月1日から令和8年2月末日までに装着を完了し、支払い等が終了したものとする。

(助成金の申請)

第7条 ドライブレコーダ機器を導入し装着した会員は、別紙「ドライブレコーダ機器導入促進助成金交付申請書」に必要書類を添付し、県ト協会長に対して申請する

ものとする。

但し、**最終申請期限は令和 8 年 3 月 5 日**とする。

(財産の処分制限)

第 8 条 会員は、機器を装着した日から起算して 1 年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

この期間内に当該装置を搭載した車両を処分、又は使用地を長野県外に変更する場合においては、残存期間に応じて助成金を返還しなければならない。

(助成の条件)

第 9 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(事故映像等の提供)

第 10 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協の求めがあった場合原則として、導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

**(助成金申請に関する調査協力義務)**

**第 11 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。**

**(助成金の返還)**

**第 12 条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。**

**(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき**

**(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき**

**2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。**

(その他必要な事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。